

入札参加者各位

本市発注工事における社会保険等未加入対策について（下請契約）

本市では建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、平成 27・28 年度の競争入札参加有資格者名簿の登録より、法令上加入義務のある社会保険等（健康保険，厚生年金保険および雇用保険）の加入を条件にしているところです。

このたび本市発注工事における下請負人の社会保険等の加入についても、下記のとおり取組みを実施しますのでお知らせします。

記

1 対象工事

予定価格 250 万円以上の建設工事で締結するすべての下請契約

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とします。
- (2) 社会保険等未加入業者が一次下請契約を締結していた場合、元請業者から社会保険等の加入指導および本市契約課から建設業許可権者へ通報します。

※二次下請以降について、下請の禁止や建設業許可権者への通報等はいりませんが、今回の取組みを鑑み、適正な加入に努めてください。

3 適用時期

平成 28 年 10 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

4 その他

元請業者については、平成 27 年 4 月 1 日以降の競争入札参加有資格者名簿の登録から社会保険等の未加入業者の登録は認めていません。

以 上